

行事保険のご案内

行事保険とは

国内において、福祉活動やボランティア活動などを目的として、または、市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事参加中に

- ①行事参加者が偶然な事故でケガをした場合の傷害補償
- ②行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、
行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償

の2つの補償がセットになった保険です。

この保険は、東京都社会福祉協議会が保険契約者となり、東京都社会福祉協議会及び登録された下記団体が主催する年間行事を一括手配する包括契約です。したがって登録団体が主催する行事は全て対象となります。また団体行事の一部のみを対象とすることはできません。

加入できる団体は…

- 福祉等に従事する非営利団体
- ボランティア団体等の市民活動団体

この保険の対象となる行事とは…

- (1) 保健・医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術・文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) その他、福祉団体や団体同士の親睦活動等

被保険者(補償の対象者)

- 傷害補償…行事参加者全員
(主催者、スタッフを含む)
- 賠償責任補償…主催団体
- ※行事参加者個人の賠償責任補償では
ありません

保険期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

重要

この保険は行事参加者全員(主催者、スタッフ等を含む)を報告する制度となっております。
参加者全員を特定できない行事はこの制度の対象とはなりません。

<名簿取扱について>

- ①参加者全員の名簿を作成する。(事故発生時に参加者全員を確認いたします。)
- ②宿泊行事参加者名簿のみ窓口へ提出する。

(1日行事は提出義務はありませんが、事故発生時の報告の為に必ず名簿を備えてください。
事故発生時に名簿が提出できない場合は、保険金をお支払いできません。)

補 償 内 容

- 普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約）国内旅行傷害保険
- 賠償責任補償 施設所有（管理者）賠償責任保険・生産物賠償責任保険

- 参加者人数5名から対象となります。
- 1日行事は熱中症を補償します。

保 険 金 の 種 類		補 償 プ ラ ン					
		Aプラン	Bプラン	Cプラン			
傷 害 補 償	死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円	1,000万円			
	入院保険金日額	3,500円	4,000円	5,000円			
	通院保険金日額	2,300円	2,500円	3,000円			
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額 10倍 それ以外の手術の場合：傷害入院保険金日額 5倍					
賠 償 責 任 補 償	対人賠償補償	1名につき 1億円					
		1事故につき 2億円限度					
	対物賠償補償	1事故につき 1,000万円限度					
1日行事保険料 (1名・1日あたり)	a行事	30円	41円	58円			
	b行事	130円	188円	273円			
	c行事	255円	372円	542円			
宿泊行事保険料 (1名あたり) 行事区分無し	宿泊 行事	1泊2日まで	229円	1泊2日まで	292円	1泊2日まで	393円
		2泊3日まで	279円	2泊3日まで	355円	2泊3日まで	478円
		3泊4日まで	284円	3泊4日まで	360円	3泊4日まで	483円
		4泊5日まで	334円	4泊5日まで	425円	4泊5日まで	573円
		5泊6日まで	339円	5泊6日まで	430円	5泊6日まで	578円
		6泊7日まで	344円	6泊7日まで	435円	6泊7日まで	583円
		7泊8日まで	473円	7泊8日まで	602円	7泊8日まで	807円
		8泊9日まで	478円	8泊9日まで	607円	8泊9日まで	812円
		9泊10日まで	483円	9泊10日まで	612円	9泊10日まで	817円

※10泊以上の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

<補償期間>

各参加者が行事参加のために、自宅を出発してから、行事参加の後、自宅に到着するまでが補償期間です。（ただし、通常の経路による往復途上が補償の対象です。）

※上記補償内容でご不明な点等がございましたら保険会社または代理店までお問い合わせください。

※申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。

賠償責任補償は行事参加者個人の負った賠償責任は対象外です。

<賠償責任補償>保険金をお支払いする主な事故例

次のような事故について行事主催者として団体が損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

- 子ども会主催の運動会で、テントが倒れて参加者にケガをさせた。
- 子どものハイキング引率中、主催者の指導上の不注意でケガさせた。
- 高齢者の食事会で主催者の責任により参加者が食中毒となった。

行事区分表

	行事区分	行事例
1日行事	a行事	施設見学会、各種講習会、各種研修会、食事会、ハイキング、オリエンテーリング（徒歩によるもの；歩こう会等）、テニス、卓球、水泳、ゲートボール、遠足、いちご狩り、バス旅行、いも煮会、空き缶拾い、草むしり・草刈り（電動の機械を使用しないもの）、河川清掃、自然観察、バーベキュー、演芸会、お花見、映画鑑賞、紙芝居、清掃（市民が奉仕で行う程度のもの）、人形劇、もちつき、木工教室、ラジオ体操、リハビリ体操、料理教室、農業体験、バレーボール、ボーリング…など
	b行事	運動会、マラソン大会、サイクリング、軟式野球、バスケットボール、スケート、剣道、日帰りキャンプ、ジョギング、アスレチック、陸上競技、一輪車、競歩、納涼船、乗馬、市民向け防災訓練・市民向け避難訓練、プレーパーク、車いすマラソン、遊覧船、キャンプファイヤー…など
	c行事	サッカー、ラグビー、硬式野球、サーフィン、空手、柔道、相撲、スキー、スノーボード、草スキー、水上スキー、カヌー教室（池、川で行うもの）、自動車安全運転講習会、フットサル…など
宿泊行事	行事区分なし	

お引き受けできない行事

防犯・防火パトロール、草刈り・下草刈り（機械を使用するもの）、枝払い、山焼き・野焼き、雪下ろし、違法看板撤去、釣り（船を使用するもの）、運転講習、廃品回収、盆踊りのやぐら組み立て・解体、交通安全街頭指導、シュノーケリング（船で足のつかないところまで行くもの）、植林、スキーバーディング、マウンテンバイク、化学実験（大学研究程度のもの）、消防団の訓練、ボルダリング…など

※上記行事区分でご不明な点等ございましたら、保険会社または代理店までお問い合わせください。

※主催行事のうち、複数の行事区分に該当する場合は、もっとも危険度の高い行事区分をご選択ください。

（例）a行事とc行事にまたがる行事を行う場合は、c行事でお申し込みください。

※a行事に該当する行事でも、船を使用する場合は、b行事でお申し込みください。

加入手続

1.加入書類を記入する

行事保険のご加入（報告）に必要な書類は以下の通りです。

<必要書類>

- 行事保険加入申込票（兼）団体登録票
- 加入者名簿（宿泊行事の場合のみ必ず3部ご提出ください。1日行事の場合、ご加入時の提出は不要です。）
住所・氏名・電話番号が記載されたもの
- 払込用紙
専用の払込用紙をご利用ください。保険料払込後、郵便振替払込受付証明書を行事保険加入申込票（兼）団体登録票に添付してください。専用の払込用紙を使わずにATM等で振込んだ時には振込みの控えを行事保険加入申込票（兼）団体登録票に添付してください。送金手数料はご利用者負担となります。

加入書類は東京都内の各区市町村社会福祉協議会ボランティアセンターまたは東京都社会福祉協議会の窓口で入手してください。

2.払込用紙で保険料を振込む

- 払込保険料をご確認のうえ、郵便局もしくは銀行にてお振込ください。
- 間違ってお振込みされた場合は、振込手数料を差し引いてご返金いたしますのでご注意ください。

振込先	ゆうちょ銀行 口座番号 00180-1-661697 フク）トウキヨウトシャカイフクシキヨウギカイ ギョウジホケンガカリ 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 行事保険係
	みずほ銀行 飯田橋支店 口座番号（普）1502849 フク）トウキヨウトシャカイフクシキヨウギカイ ギョウジホケングチ 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 行事保険口

3.申込書類と郵便振替払込受付証明書を提出する

- 行事保険加入申込票（兼）団体登録票の2枚目下に郵便振替払込受付証明書を添付し、お近くの東京都内各区市町村社会福祉協議会ボランティアセンター窓口へと提出ください。また、行事保険加入者証は行事保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまで大切に保管してください。

※開催日の1週間前を目処に手続き完了してください。

※提出先窓口は東京福祉企画HP <http://www.tokyo-fk.com/>でご確認ください。

傷害補償内容について

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥*によって生じた肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●宿泊のため宿泊施設に入つてから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガなど
後遺障害保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、入院*された場合	[入院保険金日額]×[入院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられたとき。	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術*の場合…[入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額]×[通院*した日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	<p>【補償対象外となる運動】 山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動</p> <p>(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。</p> <p>(*2)グライダーおよび飛行船を除きます。</p> <p>(*3)職務として操縦する場合を除きます。</p> <p>(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。</p>

●日射または熱射による身体の障害をケガに含め傷害保険金をお支払いします。(1日行事のみ)

●食中毒のうち細菌性食中毒およびウイルス性食中毒もケガに含め傷害保険金をお支払いします。

●【保険責任の範囲に関するご注意】

次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガ*に対しても保険金をお支払いします。

ア.旅行行程*中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶^(*)が通常の航路により日本国外を通過する場合

イ.その航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合

(*)日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器等をいいます。)をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等(バストバンド、軟性コルセット、センター、頸椎カラー等)は含まれません。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「行事に参加している間」とは、保険証券記載の行事に参加するために集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「誤嚥」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度^{*}における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^{(*)2}
(*)1)の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)2)の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等^{*}の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

賠償責任保険の補償内容について

保険金をお支払いする場合

施設所有 (管理)者 特別約款	被保険者の施設や業務に起因するさまざまな損害賠償リスクを補償します。 ①被保険者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備により、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。 ②被保険者もしくはその従業員等の業務活動上のミスにより、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。 被保険者が所有、使用または管理する各種施設・設備・用具等の構造上の欠陥や管理の不備、あるいは被保険者または被保険者の従業員等の業務活動・行事等での不注意によって発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。
生産物 特別約款	被保険者が製造または販売された製品、あるいは被保険者が行った仕事の結果が原因で第三者に身体障害や財物損壊が生じ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①生産物リスク 被保険者が製造・販売した財物(生産物)が他人に引き渡された後、その生産物の欠陥により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ②仕事の結果リスク 被保険者が行った仕事が終了した後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。「損害防止費用」「緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、支出を行ふ前に必ず引受保険会社までお問い合わせください。また「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急救手当等)に要した費用
協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

施設所有 (管理)者 特別約款・ 生産物 特別約款 共通項目	<ul style="list-style-type: none">●保険契約者または被保険者(補償を受けられる方。以下同様です。)の故意によって生じた損害賠償責任●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任●被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任●被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任●地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任●液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)もしくは固体の排出、流出もしくははいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン・トリウム・ブルトンウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。●直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。<ul style="list-style-type: none">(a)石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵)の人体への摂取もしくは吸引(b)石綿等への曝露(ばくろ)による疾病(c)石綿等の飛散または拡散
---	--

保険金をお支払いしない主な場合（続き）

施設所有 (管理)者 特別約款	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害 ●航空機の所有、使用または管理に起因する損害 ●パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害 ●昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害 ●自動車等(原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していないときは除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害 ●施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害 ●給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家用器具からの蒸気・水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損害 ●被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害 ●仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害 ●直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> (a)医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 (b)はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 (c)理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 ●被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害 ●石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、湖沼、運河(公共水域)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> (a)水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 (b)水の汚染によって漁獲高が減少しましたは漁獲物の品質が低下したことによる賠償責任 ●石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染しましたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用(被保険者が支出したと否とを問いません。) <p style="text-align: right;">等</p>
生産物 特別約款	<ul style="list-style-type: none"> ●生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自身(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。) ●仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自身(仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。) ●被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ●被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害 ●保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害 ●事故が発生しましたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について、回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合の、以後発生する同一原因に基づく損害 ●事故が発生しましたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。)の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。)およびそれらの回収措置に起因する損害 ●生産物が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたとを含みます。)財物(完成品。以下同様です。)が、滅失、破損または汚損したことによる損害。ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。 ●生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害 <ul style="list-style-type: none"> (a)製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物(製造品・加工品。以下同様です。)が損壊したことによる損害 (b)製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。 ●生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を發揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が發揮されなかつたことに起因する損害は除きます。 ●直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> (a)医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。 (b)はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。 ●保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害 ●LPガス販売業務の結果に起因する損害 <p style="text-align: right;">等</p>

事故発生時の対応

1.必要書類を準備する。

<必要書類>

- 事故報告書
- 行事保険加入申込票(兼)団体登録票の控え
- 加入者名簿全員分(事故発生時の行事分)

2.三井住友海上火災保険(株)東京公務室へ必要書類をFAXする。

※保険金支払事由に該当した日から30日以内にご提出ください。

三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室 FAX: 03-3259-7581

3.三井住友海上火災保険(株)保険金お支払いセンターで事故内容の確認を行います。

※事故の内容等により保険の対象とならない場合があります。

4.三井住友海上火災保険(株)保険金お支払いセンターから保険金請求書類をご送付いたします。

●その他注意事項●

●示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

●予定していた行事が順延または中止になった場合は以下にご連絡ください。

順延の場合:東京福祉企画(TEL:03-3268-0910)

中止の場合:東京都社会福祉協議会(TEL:03-3268-7232)

加入手続きに関するお問い合わせ先

(受付社会福祉協議会)

東京都社会福祉協議会 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL03-3268-7232 FAX03-3268-2148

※商品・引受に関しては、取扱代理店ならびに引受保険会社にお問い合わせください。

補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

取扱代理店 有限会社 東京福祉企画(東京都社会福祉協議会指定保険代理店)

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階
TEL03-3268-0910 FAX03-3268-8832

この他にも介護事業や社会福祉事業等を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。

ホームページアドレス <http://www.tokyo-fk.com/>

引受保険会社 幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL03-3259-7593 FAX03-3259-7581

○取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は、引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

引受保険会社は次のとおりです。 三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 なお、引受割合は決定しだい東京福祉企画ホームページでご案内します。

2015年2月作成